公益財団法人山口きらめき財団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人山口きらめき財団(以下「財団」という。) の定款第14条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに 費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤役員とは、理事のうち、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
 - (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
 - (4) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
 - (5)報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条 第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産 上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。次号の費 用とは明確に区別されるものとする。
 - (6)費用とは、職務の遂行に伴い発生する通信費、旅費、交通費(宿泊費を含む。)、手数料等の経費をいう。

(報酬等の種類及び支給)

- 第3条 非常勤役員及び評議員は無報酬とする。
- 2 常勤役員には職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 3 常勤役員の報酬は、常勤役員俸給表(別表1)に基づく定例役員報酬及び 期末手当とする。
- 4 役員及び評議員の退職手当は、これを支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 常勤役員の定例役員報酬月額は、常勤役員俸給表(別表1)のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(期末手当)

第5条 常勤役員の期末手当の支給額は、定例役員報酬の月額並びに定例役員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額の合計に、別表2に定める支給割合を乗じて得た額を支給する。

(支給方法、支給日)

第6条 常勤役員の報酬は、通貨をもって支払うものとし、その支給方法、支給日については、財団の職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)に準

じるものとする。

(費用)

- 第7条 財団は、役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。
- 2 非常勤役員及び評議員が理事会又は評議員会に出席する場合の旅費については、前項の規定にかかわらず、請求があったものとみなし、財団の旅費規程により支払うものとする。

(公表)

第8条 財団は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に 関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するもの とする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、 別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律 第48号)第307条第1項に定める新設合併設立法人の設立の登記の日から 施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 常勤役員俸給表(単位:円)

	月 額
第1号	320,000円
第2号	314,000円
第3号	307,000円
第4号	292,000円
第5号	286,000円
第6号	279,000円

別表2

支給割合 県職員(特別職)に準ずる割合
